

議案第 98 号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例制定について
甲府市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第 1 条 甲府市市税条例(昭和 25 年 8 月条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第 18 条を次のように改める。

第 18 条 削除

(甲府市税外収入の督促等に関する条例の一部改正)

第 2 条 甲府市税外収入の督促等に関する条例(昭和 29 年 5 月条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、督促手数料」を削る。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

(甲府市国民健康保険条例の一部改正)

第 3 条 甲府市国民健康保険条例(昭和 34 年 3 月条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条を次のように改める。

第 18 条 削除

(甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第 4 条 甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程(平成 2 年 1 2 月

条例第44号)の一部を次のように改正する。

第27条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項中「督促手数料及び」を削り、「督促手数料にあつては、50円とし、延滞金にあつては、当該」を「同条第3項の」に改める。

(甲府市介護保険条例の一部改正)

第5条 甲府市介護保険条例(平成12年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

(甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第6条 甲府市後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市市税条例、甲府市税外収入の督促等に関する条例、甲府市国民健康保険条例、甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業施行規程、甲府市介護保険条例及び甲府市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

提案理由

督促手数料を廃止するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。